## 市民意見募集について(案)

I. 実施方法 「国立市パブリックコメント手続実施要綱」に準じて以下のとおり行います。

〇対象 『(仮称)国立公共施設再編計画(案)』【審議会素案】

○公表 ① 市ホームページ (本審議会ページ)※パブリックコメント専用ページがありますが、市が行うパブリックコメントのみ対象とするため、当該ページには掲載いたしません

- ② 市報 (8月5日号に掲載可能)
- ③ 政策経営課及び、情報公開コーナー、各市民プラザでの閲覧又は配布
- ④ その他、実施機関が適当と認める方法
- 〇期間 原則21日以上(ただし、やむを得ない理由があるときは21日以下も可能)
- 〇提出 ① 政策経営課窓口への提出、郵送、FAX、メール
  - ② その他、実施機関が適当と認める方法
- ○その他 応募者に対しては、氏名及び住所の記載を求めます (団体の場合は、団体名・代表者名と団体事務所又は代表者の住所)
- 2. 取り扱い 〇次回(第17回)審議会において、頂いた意見に対する審議会の考え方を取りまとめます。
  - ・公表 ○提出された意見は公開されますが、個人又は法人その他の団体の権利や利益を害する 恐れのある事項、その他公表することが不適当と認める事項が含まれているときは、その 全部又は一部を公表しないこととされています。